

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の
提出について

地方自治法第99条の規定により、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成
の拡充に関する意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年3月19日提出

提出者	伊予市議会議員	武北	智橋	豊	実作
賛成者	同上	北三	橋好	浩	正
	同上	高三	田中	裕	司
	同上	高田	松	孝	昭
	同上	若			行

提案理由の説明

口頭説明

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書

わが国におけるウイルス性肝炎患者は、350万人以上存在すると推定されている。肝炎対策基本法では、肝炎は「国内最大の感染症」であり、「B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされた」としており、C型肝炎の薬害肝炎事件につき国が責任を認め、B型肝炎の予防接種禍事件について最終の司法判断により国の責任が確定したことが周知の歴史的前提である。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特にこれらの治療法に該当しない肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く生活に困難を来している。

さらに、身体障害者福祉法の肝疾患に係る障害認定の基準は、患者の実態に沿ったものとなっていないとの指摘もなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時(平成23年12月)には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされているが、国では、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援については、何ら具体的措置も講じられていない状況である。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国においては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年3月19日提出

伊 予 市 議 会